

太子町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

令和5年3月8日
太子町農業委員会

1. 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、同法の一部改正（令和5年4月1日施行）により農地利用最適化推進指針について定めることが義務化された。

農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として、明確に位置付けられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

については、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、太子町農業委員会の指針として、目標と推進方法を以下のとおり定めるものとする。

2. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地解消目標 11,000㎡

【目標設定の考え方】

令和3年度農地パトロール全農地の面積の20%を解消目標とする。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地について、所有者または耕作管理者に粘り強く指導を行う。また、随時農地パトロールを行い、実態を把握する。

(3) 遊休農地の解消の評価方法

遊休農地の解消の進捗状況は、遊休農地の面積により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 農地集積率 25%

【目標設定の考え方】

町の「農業経営基盤強化促進基本構想」に基づく目標を設定し、利用集積の恒常促進に努める。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

府、町、農協、農地中間管理機構との連携を図る。また、地域を交えた話し合いに参画し、利用集積に係る意見交換を行う。

(3) 担い手への農地利用集積の評価方法

担い手への農地利用集積の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 1経営体/1年

【目標設定の考え方】

若手担い手の確保・育成は必要であることから新規参入の促進を図る。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

府、町、農協を交えた新規就農相談を実施し、就農希望者の条件に応じて、新規就農者制度、経営所得安定対策制度等の活用を促し、農業経営を支援する。また、貸借可能な農地が存在する区域の農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地見学を実施する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。